

社会福祉法人順和会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人順和会（以下「当法人」という。）の役員等の報酬について定めたものである。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の支給基準)

第3条 役員等に対する報酬は、所定の業務について支給するものとし、別表に定める額を支給する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている役員等に対しては、この規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 役員報酬等は、予算の範囲内で支給するものとし理事長に対する報酬は各年度48万円を上限とする。理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬は各年度50万円を上限とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長を除く役員等への報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

第5条 役員等が法人及び施設業務のため出張する場合は、旅費として宿泊費、旅費、その他付随費用を実費にて支給する。

2 旅費は原則として、出張後精算するものとするが、必要に応じて事前に概算額を仮払いし、出張後精算することができる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

役職名	業務内容	報酬額
理事長	定款実施細則に記載の業務等	月額 40,000円
	施設業務のための出張	実費弁償
理 事	理事会への出席	日額 10,000円
	上記の他、法人の業務等のための出勤・出張	実費弁償
監 事	理事会、監事監査、評議員会への出席	日額 10,000円
	上記の他、法人の業務等のための出勤・出張	実費弁償
評議員	評議員会への出席	日額 10,000円
	上記の他、法人の業務等のための出勤・出張	実費弁償
評議員選任・ 解任委員	評議員選任・解任委員会への出席	日額 10,000円
	上記の他、法人の業務等のための出勤	実費弁償

*当該月に、理事長としての業務を行っていない場合は当該月の報酬は支給しない。

*あいわ保育園の正規職員が役員に就任したときは上記の報酬は支払わないものとする。
ただし、実費弁償分は支払うものとする。

宿泊を伴う出張

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	20,000円	15,000円	実費弁償

役員退職時の慰労金

定款実施細則第32条の規定により下記の金額を退任時に支給する。

第32条

役員は次の各号の一に該当する場合は、理事会の決議を得て表彰する。

(1) 連続して2期4年以上役員であった者が退任するとき。

(2) 法人経営上、顕著な功績があった者。

2 表彰は、表彰状を授与し、副賞として商品または賞金を附して行う。

3 賞金は、在任期間によって次のようにする。

4年以上10年以内 1年につき2,500円

10年以上20年以内 5万円

20年以上 10万円

ただし、1年に満たない期間は繰り上げて1年間とする。

4 上記の規定は、平成13年3月31日付け退任者から適用する。